

第50回 定時株主総会 招集ご通知

開催情報

日時 平成27年6月26日(金曜日)午前10時

場所 東京都目黒区三田一丁目4番1号
(恵比寿ガーデンプレイス内)
ウエスティンホテル東京
地下2階 スタールーム

※ 末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。

CONTENTS

■ 第50回定時株主総会招集ご通知	1
■ 株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の処分の件	5
第2号議案 定款一部変更の件	6
第3号議案 取締役2名選任の件	8
第4号議案 監査役4名選任の件	9
(添付書類)	
■ 事業報告	11
■ 連結計算書類	26
■ 計算書類	29
■ 監査報告書	32

Good luck. Good life.

SANKYO

株式会社 SANKYO

証券コード 6417

東京都渋谷区渋谷三丁目29番14号

株式会社 SANKYO

(登記社名 株式会社三共)

代表取締役社長 筒井 公久

第50回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第50回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面又は電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいますと、平成27年6月25日（木曜日）午後6時までに議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

- | | |
|--------|---|
| ① 日時 | 平成27年6月26日（金曜日）午前10時 |
| ② 場所 | 東京都目黒区三田一丁目4番1号（恵比寿ガーデンプレイス内）
ウェスティンホテル東京 地下2階 スタールーム
(末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。) |
| ③ 目的事項 | 報告事項 <ul style="list-style-type: none">① 第50期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査役会の連結
計算書類監査結果報告の件② 第50期（平成26年4月1日から平成27年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件 |
| | 決議事項 <ul style="list-style-type: none">第1号議案 剰余金の処分の件第2号議案 定款一部変更の件第3号議案 取締役2名選任の件第4号議案 監査役4名選任の件 |

以上

議決権行使についてのご案内



株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。(ご捺印は不要です。)

開催日時 平成27年6月26日(金曜日) 午前10時



郵送で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否を表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 平成27年6月25日(木曜日) 午後6時到着分まで



インターネットで議決権を行使される場合

当社指定の議決権行使ウェブサイト (<http://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 平成27年6月25日(木曜日) 午後6時まで

次ページの「インターネット等による議決権行使のご案内」をご参照ください。

- 代理人により議決権を行使される場合は、本株主総会において議決権を有する他の株主さま1名にご出席いただけます。その際は、代理権を証する委任状を議決権行使書用紙と合わせてご提出ください。
- 第50回定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び定款第19条の規定に基づき、当社ホームページ (<http://www.sankyo-fever.co.jp/corporate/ir/meeting.html>) において掲載しておりますので、第50回定時株主総会招集ご通知には記載しておりません。従いまして、第50回定時株主総会招集ご通知に記載されている連結計算書類及び計算書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした連結計算書類及び計算書類の一部であります。
- 株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正をすべき事情が生じた場合には、書面による郵送又は当社ホームページ (<http://www.sankyo-fever.co.jp/corporate/ir/meeting.html>) において掲載することにより、お知らせいたします。

インターネット等による議決権行使のご案内

インターネットにより本総会の議決権を行使される場合は、あらかじめ次の事項をご了承いただきますよう、お願い申し上げます。

1. 議決権行使ウェブサイトについて

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによつてのみ可能です。

議決権行使ウェブサイトアドレス

<http://www.web54.net>

なお、携帯電話専用サイトはご利用になれませんのでご了承ください。

2. 議決権行使のお取扱いについて

- 1 インターネットにより議決権を行使される場合は、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内に従って賛否をご入力ください。
- 2 議決権の行使期限は、株主総会開催日前日の平成27年6月25日（木曜日）午後6時までとなっておりますが、お早めにご行きますようお願い申し上げます。
- 3 インターネットにより複数回議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。なお、インターネットによる議決権行使と議決権行使書面の両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによるものを有効な議決権行使としてお取扱いいたします。
- 4 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダー及び通信事業者の料金（接続料金等）は、株主さまのご負担となります。

3. パスワード及び議決権行使コードのお取扱いについて

- 1 パスワードは、ご投票される方が株主さまご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取扱いください。

アクセス手順のご案内

1 議決権行使ウェブサイトへアクセス 「次へすすむ」をクリック



- 2 パスワードは一定回数以上間違えると使用できなくなります。パスワードの再発行をご希望の場合は、画面の案内に従ってお手続きください。
- 3 議決権行使書用紙に記載されている議決権行使コードは、本総会に限り有効です。

4. システムに係わる条件について

インターネットにより議決権を行使される場合は、お使いのシステムについて以下の点をご確認ください。

- 1 画面のドット数が横800 × 縦600ドット（SVGA）以上であること。
- 2 次のアプリケーションをインストールしていること。
ア. ウェブブラウザとしてVer.5.01 SP2以降のMicrosoft®Internet Explorer
イ. PDFファイルブラウザとしてVer.4.0以降のAdobe®Acrobat®Reader® 又は、Ver.6.0以降のAdobe®Reader®

※ Internet Explorerは米国Microsoft Corporationの、Adobe® Acrobat® Reader®及びAdobe®Reader®は米国Adobe Systems Incorporatedの米国及び各国での登録商標、商標及び製品名です。

※ これらのソフトウェアは、いずれも各社のホームページより無償で配布されています。

- 2 ログインする**
 お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック



- 3 パスワードの入力**
 お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「次へ」をクリック



以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

- ③ ウェブブラウザ及び同アドインツール等で“ポップアップブロック”機能を有効とされている場合、同機能を解除（又は一時解除）するとともに、プライバシーに関する設定において、当サイトでの“Cookie”使用を許可するようにしてください。
- ④ 上記サイトに接続できない場合、ファイアウォール・プロキシサーバ及びセキュリティ対策ソフト等の設定により、インターネットとの通信が制限されている場合が考えられますので、その設定内容をご確認ください。

5. パソコン等の操作方法に関するお問い合わせ先について

- ① 本サイトでの議決権行使に関するパソコン等の操作方法がご不明な場合は、以下にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
 [電話] 0120 (652) 031
 (受付時間 9:00~21:00)

- ② その他のご照会は、以下のお問い合わせ先をお願いいたします。

ア. 証券会社に口座をお持ちの株主さま
 お取引の証券会社あてにお問い合わせください。

イ. 証券会社に口座のない株主さま
 (特別口座をお持ちの株主さま)
 三井住友信託銀行 証券代行事務センター
 [電話] 0120 (782) 031
 (受付時間 9:00~17:00 土日休日を除く)

※ 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主さま（常任代理人さまを含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合

には、当社株主総会における電磁的方法による議決権行使の方法として、上記のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当社では、株主の皆さまへの利益の還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけております。配当政策につきましては、連結の当期純利益に対する配当性向25%を目安とした利益配分指針とし、配当の継続的な増加を目指してまいります。

内部留保金につきましては、商品開発・設備投資・販売の強化等に有効に活用し、業績の一層の向上に努めてまいります。第50期の期末配当につきましては、上記基本方針に従い、以下のとおりといたしたいと存じます。

期末配当に関する事項

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金75円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、6,421,848,825円となります。

これにより中間配当金を含めました当期の年間配当金は、1株につき金150円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生じる日

平成27年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

取締役及び監査役が期待される役割を十分発揮できるようにするため、また、今後も社内外を問わず広く適切な人材を確保できるようにするため、取締役及び監査役の責任を会社法で定める範囲内で免除することができる旨の規定、並びに、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役の責任を予め限定する契約を締結できる旨の規定を新設するとともに、条数の繰下げを行うものであります。

なお、定款第29条（取締役の責任免除）の新設に関しましては、監査役全員の同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
<p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第28条 (条文省略) (新設)</p>	<p>第4章 取締役および取締役会 第20条～第28条 (現行どおり) (取締役の責任免除) 第29条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u> 2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>取締役（業務執行取締役等を除く）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p>

株主総会参考書類

現行定款	変更案
<p data-bbox="142 323 624 391">第5章 監査役および監査役会 第29条～第36条</p> <p data-bbox="397 399 515 427">(条文省略)</p> <p data-bbox="420 474 491 503">(新設)</p> <p data-bbox="142 890 335 919">第37条～第42条</p> <p data-bbox="397 926 515 955">(条文省略)</p> <p data-bbox="713 1002 768 1031">以上</p>	<p data-bbox="787 323 1267 391">第5章 監査役および監査役会 第30条～第37条</p> <p data-bbox="1029 399 1165 427">(現行どおり)</p> <p data-bbox="787 474 1006 503">(監査役の責任免除)</p> <p data-bbox="787 511 1409 654">第38条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、<u>任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p data-bbox="852 662 1409 843">2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、<u>監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p data-bbox="787 890 978 919">第39条～第44条</p> <p data-bbox="1029 926 1165 955">(現行どおり)</p> <p data-bbox="1357 1002 1412 1031">以上</p>

第3号議案 取締役2名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、社外取締役2名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。なお、新たに選任された取締役の任期は、当社の定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 **①** **木谷 太郎** (昭和51年5月4日生)

新任

- 所有する当社株式の数
—— 株
- 重要な兼職の状況
一般社団法人日本遊技機特許協会 監事
日本パチスロ特許株式会社 監査役

● 略歴及び地位

平成16年10月 弁護士登録、光和総合法律事務所入所（現任）
（現在に至る）

候補者番号 **②** **三浦 巖嗣** (昭和38年2月19日生)

新任

- 所有する当社株式の数
—— 株
- 重要な兼職の状況
株式会社ビスティ 監査役
株式会社キャドセンター 社外取締役

● 略歴及び地位

平成2年10月 株式会社オックスプランニングセンター（現株式会社クラウドポイント）設立、同社代表取締役（現任）
（現在に至る）

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 木谷太郎、三浦巖嗣の両氏は、社外取締役の候補者であります。両氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員として同取引所に届け出る予定であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由につきましては以下のとおりであります。
 (1) 木谷太郎氏につきましては、弁護士としての専門的な知識・経験等を当社の経営に活かしていただきたいため、社外取締役として選任をお願いするものであります。なお、木谷太郎氏は、直接会社経営に関与された経験はありませんが、弁護士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておりますことから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。なお、同氏がこれまで当社の顧問弁護士であったことはありません。
 (2) 三浦巖嗣氏につきましては、長年にわたり株式会社クラウドポイントの代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することにより、コーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。なお、同氏が代表取締役を務める株式会社クラウドポイントは当社の取引先ですが、両社にとって取引金額は僅少（同社の売上高に占める割合は2%未満、当社グループの連結売上原価に占める割合は0.1%未満）であり、重要な取引関係ではありません。
4. 木谷太郎、三浦巖嗣の両氏は、第2号議案が原案どおり可決されることを条件として、選任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。

第4号議案 監査役4名選任の件

現監査役全員（4名）は、本総会終結の時をもって任期が満了となりますので、監査役4名の選任をお願いするものであります。なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者
番号

①

うがわしゅうはち
鵜川 詔八 (昭和17年10月8日生)

再任

- 所有する当社株式の数
28,650株

- 略歴及び地位

昭和60年6月 当社取締役技術部長
昭和62年8月 当社常務取締役技術部長
平成 4年6月 当社専務取締役製造本部長
平成 8年6月 当社取締役副社長開発本部長
平成13年6月 当社代表取締役副社長

平成14年4月 当社代表取締役副社長製造本部長
平成18年6月 当社取締役相談役
平成19年6月 当社常勤監査役（現任）
（現在に至る）

候補者
番号

②

いしやまとしあき
石山 俊明 (昭和31年9月17日生)

再任

- 所有する当社株式の数
5,000株

- 重要な兼職の状況

株式会社三共クリエイト 監査役
インターナショナル・カード・システム株式会社 監査役

- 略歴及び地位

平成 6年6月 当社監査役（現任）
平成24年1月 野田典義税理士事務所入所（現任）
（現在に至る）

候補者番号 **3** **真田 芳郎** (昭和32年5月8日生)

再任

● 所有する当社株式の数
1,000株

● 略歴及び地位

昭和57年 4月 窪田司法書士事務所入所

平成 4年12月 司法書士登録、真田司法書士事務所所長
(現任)

平成15年 6月 当社監査役(現任)
(現在に至る)

候補者番号 **4** **野田 典義** (昭和34年1月26日生)

再任

● 所有する当社株式の数
1,000株

● 略歴及び地位

昭和58年8月 野田進税理士・不動産鑑定士事務所入所

昭和59年3月 税理士登録

昭和61年8月 野田典義税理士事務所所長(現任)

平成19年6月 当社監査役(現任)
(現在に至る)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 真田芳郎、野田典義の両氏は、社外監査役の候補者であります。両氏は東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。
3. 社外監査役候補者の選任理由、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるかと判断する理由につきましては以下のとおりであります。
(1) 真田芳郎氏につきましては、長年の司法書士として培われた法律知識を監査役に就任された場合に、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、当社社外監査役となる以外の方法では、直接企業経営に関与された経験はありませんが、司法書士として企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。また、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって12年間であります。
(2) 野田典義氏につきましては、長年の税理士として培われた会計知識を監査役に就任された場合に、当社の監査体制に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。同氏は、当社社外監査役となる以外の方法では、直接企業経営に関与された経験はありませんが、税理士として企業会計に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断いたします。なお、同氏がこれまで当社の顧問税理士であったことはありません。また、同氏の当社社外監査役就任期間は、本総会終結の時をもって8年間であります。
4. 鶴川詔八、石山俊明、真田芳郎、野田典義の各氏は、第2号議案が原案どおり可決されることを条件として、選任後、当社との間で会社法第427条第1項の規定による責任限定契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額となります。

以上

I 企業集団の現況に関する事項

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、消費税増税や、円安による輸入物価の上昇などのマイナス要素はあるものの、政府の各種政策効果が下支えとなり、企業収益改善、株価上昇などにより緩やかな回復基調にあり、雇用・所得環境の改善傾向がみられつつあります。

当パチンコ・パチスロ業界では、平成26年9月16日より一般財団法人保安通信協会におけるパチスロの型式試験の運用が変更されたことにより、パチスロの新商品供給が細ったこと、パチンコにおいてもパーラーは集客が見込みやすい定番機種中心に新台購入を厳選する傾向が続いたことから、遊技機販売市場は低調に推移しました。

こうした中、当社グループでは主力のパチンコ機関連事業において、タイアップコンテンツの魅力を生かし、映像・サウンドや可動ギミックなどによる演出にこだわったタイトルを投入するとともに、これらタイトルのリユース商品を低価格で提供いたしました。一方で、ゲーム性の複雑化・画一化によりパチンコから遠ざかっている層にも訴求できるシンプルで遊びやすいゲーム性の商品を率先して投入するなど、バラエティに富んだ商品展開を行ってまいりました。

セグメント別の業績

●パチンコ機関連事業

パチンコ機関連事業につきましては、売上高1,141億円(前期比12.9%増)、営業利益154億円(同28.7%減)、販売台数329千台となりました。主な販売タイトルは、SANKYOブランドの「フィーバー涼宮ハルヒの憂鬱」(平成26年7月)、「FEVER KODA KUMI LEGEND LIVE」(平成26年10月)、「フ

この結果、Bistyブランドの定番タイトルであるパチンコ「エヴァンゲリオン9」が10万台超のヒットとなる一方、SANKYOブランドの「フィーバークィーン」、「フィーバーパワフル」などが、シンプルなゲーム性で一定のファン層から高い支持を獲得し、長期間人気を持続するに至っております。

しかしながら、当期の目玉商品であったSANKYOブランドの「フィーバー機動戦士ガンダム-V作戦発動」において、ファンに多彩な演出を今まで以上に楽しんでもらえるよう、大当りを体験しやすいゲーム性をコンセプトとして開発・営業活動を行ったものの、新規性に富んだゲーム性に対して賛同いただけなかったパーラーと、導入に慎重となったパーラーに二分され、販売が伸び悩みました。また、パチスロ機関連事業においては販売時期の見直しもあり、当初計画から投入タイトル数が減少しました。

以上の結果、連結売上高1,465億円(前期比7.5%減)、連結営業利益132億円(同52.8%減)、連結経常利益148億円(同50.7%減)、連結当期純利益87億円(同61.0%減)となりました。

セグメントの業績は次のとおりであります。

フィーバー機動戦士ガンダム-V作戦発動」(平成27年3月)、Bistyブランドの「CR ayumi hamasaki 2」(平成26年10月)、「エヴァンゲリオン9」(平成26年12月)、JBブランドの「うちのポチーズ」(平成26年5月)です。



ファイバー機動戦士ガンダム-V作戦発動
©SOTSU/SUNRISE



エヴァンゲリオン9
©カラー ©Bisty



パチスロ マクロスフロンティア2
©2009, 2011 ビックウエスト
劇場版マクロスF製作委員会



パチスロ 蒼穹のファフナー
©XEBEC・竜宮崎俊場 ©XEBEC・PLAN L
©XEBEC/FAFNER PROJECT

●パチスロ機関連事業

パチスロ機関連事業につきましては、売上高190億円（前期比50.4%減）、営業利益26億円（同76.0%減）、販売台数48千台となりました。当期の販売タイトルは、SANKYOブランドの「パチスロ マクロスフロンティア2」（平成26年5月）、「パチスロ 蒼穹のファフナー」（平成26年12月）の2タイトルにとどまりました。

●補給機器関連事業

補給機器関連事業につきましては、パラーの新規出店・大型リニューアルの減少などを受け、売上高125億円（前期比29.4%減）、営業利益4億円（同34.3%減）となりました。

●その他

その他につきましては、売上高8億円（前期比26.9%減）、営業損失5億円（前連結会計年度は6億円の営業損失）となりました。

企業集団のセグメント別売上高

セグメント	期別	第49期 (平成26年3月期)	第50期 (平成27年3月期)	前期比 増減率 (△は減)
		金額	金額	
		百万円	百万円	%
パチンコ機関連事業		101,102	114,137	12.9
パチスロ機関連事業		38,433	19,054	△50.4
補給機器関連事業		17,776	12,552	△29.4
その他		1,141	834	△26.9
合計		158,453	146,579	△7.5

(注) 上記数値はセグメント間の内部売上高又は振替高を控除して記載しておりますので、前述のセグメントの概況に記載の前期比増減率と相違する場合があります。

2. 設備投資の状況

当連結会計年度中に実施した設備投資の総額は57億円であり、その主なものは次のとおりであります。

当連結会計年度に完成した主要設備

当社治具工具（パチンコ機関連事業、パチスロ機関連事業）

新機種開発用金型

3. 対処すべき課題

パチンコ・パチスロ業界は、パーラー店舗数の減少が続く、遊技機メーカーにおいても経営が破たんするところもみられる状況にあります。市場規模縮小の最大の要因であるファン人口の減少について、産業に携わる事業者の多くは危機感を強めており、業界14団体で構成するパチンコ・パチスロ産業21世紀会が、遊技産業活性化委員会を組成し、この難局を打開し、ファン人口減少に歯止めをかけるべく、様々な取り組みを行っております。

このような流れを踏まえ、当社グループでは以下の3点について、対処すべき重点課題として取り組んでまいります。

① 多様な遊技機の開発

現在、パチンコは大型液晶と著名コンテンツを使用したフィーバータイプが主流となっておりますが、ゲーム性の画一化とプレイ金額の高額化などが既存のファン離れ、新規ファンを遠ざけているとの指摘もあります。一方、「のめりこみ」対策としてパチンコメーカーの組合である日本遊技機工業組合が、平成27年11月以降販売する商品について、新たな大当たり確率の下限を設けるなど、プレイ金額の抑制に向けた取組みが動き始めております。

こうした中、当社グループでは、ライトユーザーや休眠ファンが気楽に遊べる多様な遊技機の開発に率先して取り組んでおります。当期におきましては、液晶非搭載でドラムタイプの「フィーバークィーン」、パチンコに液晶が搭載された黎明期に大ヒットした機種種の復刻版「フィーバーパワフル」、パチンコ玉の動きの面白さを追求した「うちのポチーズ」など、オリジナルコンテンツを活用し、遊びやすいゲーム性の商品が一定の支持を得ることに成功しております。このような商品は、開発ノウハウを有するメーカーが限られ、開発コストや製造原価も現在の主流商品より抑えることが可能であるため、「遊びやすい」をキーワードに多様な遊技機の開発と普及に注力してまいります。

② パチスロ機関連事業の強化

パチスロにつきましても、プレイ金額の抑制につながる自主規制が平成27年12月以降設置される商品については適用されることから、一部ヘビー層のファン離れが懸念されるものの、ライトファンの取り込みのチャンスでもあります。今回の自主規制は、当社グループのパチスロの開発スタンスに大きな変更を及ぼすものではないと考えており、新規制対応で他社に先んじることで、パチスロ市場において当社グループのポジションをさらに上位に引き上げ、開発体制の強化を進めるとともに、アライアンスの拡充を図ることで商品競争力の向上に取り組んでまいります。

③ コスト削減への取組み

この数年、メーカー間の差別化競争において、液晶演出の高度化や、可動ギミックによる見た目のインパクトを競う状況が続いており、遊技機の開発費や部材コストが上昇しております。これに伴い、当社グループの売上高利益率は販売単価の上昇にもかかわらず悪化しております。また、販売単価の上昇が、パーラーの投資負担増につながり、販売台数が小ロット化するとともに、ファンへの還元が減少するという悪循環が続いております。

この悪循環を断ち切るべく、当社グループでは遊技機の機種当たりの開発費を抜本的に見直すとともに、製造原価の低減にも着手してまいります。主な取り組みとしては、SANKYO、Bisty、JBのパチンコの台枠を共通化し、同一枠で3ブランドのゲーージ盤入れ替えを可能にします。また、遊技機の下取りや部材のリサイクルを前提とした設計を行い、部材の共通化をさらに進めてコストダウンを図りやすくすることにより、パーラーの投資負担を軽減し、購入しやすい環境を整えると同時に、利益率の改善を図ります。厳しい環境下ではありますが、前述の「遊びやすい」多様な遊技機の開発とあわせて、当社グループ商品の需要を喚起し、市場を活性化させてまいりたいと考えております。

4. 企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	期 別	第47期	第48期	第49期	第50期
		(平成24年3月期)	(平成25年3月期)	(平成26年3月期)	(平成27年3月期)
売上高	(百万円)	173,682	104,150	158,453	146,579
営業利益	(百万円)	40,315	7,023	28,023	13,233
経常利益	(百万円)	44,396	9,488	30,144	14,870
当期純利益	(百万円)	20,182	5,853	22,400	8,728
1株当たり当期純利益	(円)	215.85	62.62	239.65	94.48
1株当たり配当額	(円)	150	150	150	150
(内1株当たり中間配当額)	(円)	75	75	75	75
配当性向(連結)	(%)	69.5	239.5	62.6	158.8
総資産額	(百万円)	495,988	464,259	451,149	434,648
純資産額	(百万円)	418,303	402,918	413,096	371,670
自己資本利益率	(%)	4.8	1.4	5.5	2.2

- (注) 1.第47期は、パーラー営業の主軸である4円パチンコの伸び悩みや低貸玉営業の定着の一方で、ゲーム性の向上などによりパチスロ人気が回復し、パチンコからパチスロへの需要シフトが見られました。当社グループにおきましては、「ファン目線での商品開発」に重点を置いた商品開発が奏功しファン・パーラー双方による商品評価は上昇してまいりましたが、当期に販売を予定していた一部の商品を次期へ先送りしたため、当期の販売は当初の見込みを下回りました。
- 2.第48期は、パーラーのコスト削減意識の高まりからシリーズ化された定番タイトルやメーカーブランド力、話題性などを兼ね備えた有力タイトルへの需要集中が顕著になりました。当社グループにおきましては、数年来講じてきた商品力強化施策が十分な成果を得られていないと判断し、開発プロセスを一新する開発体制の立て直しや販売計画の抜本的な見直しを行いました。これに合わせ販売予定であった複数商品を新プロセスで対処することとしたため、当初計画と比較して投入タイトル数が大幅に減少いたしました。
- 3.第49期は、消費税増税決定後、パーラーの設備投資に対する慎重な姿勢が一層強まり、特にパチンコの新台購入台数に絞り込みが見られました。当社グループにおきましては、新開発体制の下でブランド力の向上につながる人気商品の創出に取り組み、一部タイトルにつきましてはファン・パーラーから一定の評価を獲得いたしました。その他タイトルにつきましては新たな試みを取り入れたものの、販売は苦戦を強いられました。
- 4.第50期の営業成績については、前記「1. 事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

事業報告

5. 主要な事業内容

遊技機（パチンコ機、パチスロ機）の製造及び販売
補給機器等の設計施工及び販売

6. 重要な親会社及び子会社の状況

(1)親会社との関係

該当事項はありません。

(2)重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の出資比率	主要な事業内容
	百万円	%	
株式会社三共エクセル	250	100	合成樹脂製品、電子部品の製造販売
株式会社ビスティ	500	100	遊技機の製造販売
株式会社三共クリエイト	24	100	不動産業
インターナショナル・カード・システム株式会社	151	100	遊技機関連製品・部品販売
株式会社ジェイビー	364	100	遊技機の製造販売

7. 企業集団の主要拠点等

会社名	名称	所在地
(株)SANKYO	本社	東京都渋谷区
	三和工場	群馬県伊勢崎市
	札幌支店	北海道札幌市豊平区
	仙台支店	宮城県仙台市太白区
	北関東支店	群馬県高崎市
	東京支店	東京都台東区
	横浜支店	神奈川県横浜市西区
	名古屋支店	愛知県名古屋市中川区
	大阪支店	大阪府大阪市浪速区
	広島支店	広島県広島市中区
	福岡支店	福岡県福岡市博多区
	(注) 上記の他、営業所が16ヶ所あります。	
(株)三共エクセル	—	群馬県みどり市
(株)ビスティ	—	東京都渋谷区
(株)三共クリエイト	—	東京都渋谷区
インターナショナル・カード・システム(株)	—	東京都渋谷区
(株)ジェイビー	—	東京都渋谷区

8. 企業集団の従業員の状況

従業員数 (名)	前期末比増減 (名)	平均年齢 (才)	平均勤続年数 (年)
1,077	△11	40.3	13.9

(注) 従業員数は就業人員であります。

II 会社の株式に関する事項

1. 株式の状況

- (1)発行可能株式総数 144,000,000株
 (2)発行済株式の総数 85,624,651株 (自己株式3,972,849株を除く。)
 (3)当期末株主数 12,813名
 (4)大株主の状況 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
有限会社 マーフコーポレーション	15,050	17.57
有限会社 群馬創工	14,196	16.57
ビーエヌワイエム トリーティー ディティティ 15	4,721	5.51
赤石典子	2,506	2.92
毒島章子	2,506	2.92
毒島秀行	2,431	2.83
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	2,269	2.64
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー 505223	1,967	2.29
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,856	2.16
メロンバンク エヌイー アズ エージェント フォー イッツ クライアント メロン オムニバス ユーエスベンション	1,005	1.17

- (注) 1.持株数は千株未満、持株比率は小数点第2位未満を切り捨てて表示しております。
 2.当社は、自己株式3,972,849株を保有しておりますが、上記大株主から除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。
 3.上記持株のうち、信託業務等にかかる株式数は以下のとおりであります。
 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口) 2,269千株
 日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口) 1,856千株

(5)その他株式に関する重要な事項

- ①当社は、資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行及び株主への一層の利益還元を目的とし、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定により、平成27年2月3日及び平成27年2月5日開催の取締役会決議に基づき、8,000千株の自己株式を36,630百万円で取得しております。
- ②当社は、将来の希薄化懸念を払拭することを目的とし、会社法第178条の規定により、平成27年2月3日及び平成27年2月16日開催の取締役会決議に基づき、平成27年3月27日付で自己株式8,000千株を消却しております。

Ⅲ 新株予約権等に関する事項

1. 当事業年度末日における当社役員が保有する新株予約権の状況

区分	新株予約権の名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる株式の 種類及び数	行使価額 (1株あたり)	行使期間	保有者数
取締役	株式会社SANKYO 2014年度新株予約権 (平成26年7月22日)	655個	普通株式 65,500株	1円	平成26年7月23日から 平成27年7月22日まで	4名

2. 当事業年度中に当社執行役員及び当社子会社役員に交付した新株予約権の状況

区分	新株予約権の名称 (発行日)	新株予約権 の数	目的となる株式の 種類及び数	行使価額 (1株あたり)	行使期間	交付者数
当社 執行役員	株式会社SANKYO 2014年度新株予約権 (平成26年7月22日)	133個	普通株式 13,300株	1円	平成26年7月23日から 平成27年7月22日まで	8名
当社 子会社役員	株式会社SANKYO 2014年度新株予約権 (平成26年7月22日)	72個	普通株式 7,200株	1円	平成26年7月23日から 平成27年7月22日まで	11名

Ⅳ 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況 (平成27年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当
代表取締役会長CEO	毒 島 秀 行	
代表取締役社長COO	筒 井 公 久	
取締役専務執行役員	石 原 明 彦	管理本部長 兼 総務部長
取締役常務執行役員	富 山 一 郎	営業本部長 兼 販売戦略部長
常 勤 監 査 役	鵜 川 詔 八	
監 査 役	石 山 俊 明	
監 査 役	真 田 芳 郎	
監 査 役	野 田 典 義	

(注) 1. 監査役のうち、真田芳郎、野田典義の両氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
2. 監査役のうち、真田芳郎、野田典義の両氏は、東京証券取引所有価証券上場規程に定める独立役員であります。

事業報告

- 3.監査役鶴川詔八氏は、長年に亘る当社役員の経験及び当業界における諸事情に精通しており、当社の企業活動の適正性を判断するに相当程度の知見を有するものであります。監査役石山俊明氏は長年に亘る税理士事務所における業務経験から、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。監査役真田芳郎氏は司法書士の資格を有しており、法律的見地から当社の企業活動の適正性を判断するに相当程度の知見を有するものであります。監査役野田典義氏は税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
- 4.当社は、コーポレートガバナンスの強化及び意思決定の迅速性及び確性の確保を目的とし、執行役員制度を導入しております。
- 5.平成27年3月31日付をもって、石原明彦氏は取締役を辞任いたしました。
- 6.取締役の異動
平成27年4月1日付をもって、取締役の異動がありました。

氏名	新役職	旧役職
富山 一郎	取締役専務執行役員 営業本部長 兼 販売戦略部長	取締役常務執行役員 営業本部長 兼 販売戦略部長

- 7.当期中の組織の変更
平成26年4月1日付をもって、次のとおり組織変更が行われました。
遊技機本来の魅力や楽しさを追求した独創的な商品開発を目的とし、迅速かつ柔軟な意思決定をもって推進するために、商品本部「第二開発部」を「研究開発部」に名称変更するとともに商品本部から独立した社長直轄の組織といたしました。

2. 重要な兼職の状況

区分	氏名	兼職先	兼職の内容
取締役	毒島 秀行	(株) 三共 クリエイト	代表取締役
取締役	筒井 公久	(株) 三共 クリエイト	取締役
取締役	石原 明彦	(株) 三共 エクセル	監査役
監査役	石山 俊明	(株) 三共 クリエイト インターナショナル・カード・システム(株)	監査役 //

(注) 平成27年3月31日付をもって、石原明彦氏は株式会社三共エクセルの監査役を辞任いたしました。

3. 取締役を兼務しない執行役員（平成27年3月31日現在）

地 位	氏 名	役職及び担当
常務執行役員	瀧 本 淳 子	製造本部長
常務執行役員	東 郷 裕 二	商品本部長 兼 商品戦略室長
執行役員	吉 川 実	営業本部 パーラー事業部長
執行役員	古 平 博	管理本部 情報システム部長
執行役員	福 田 隆	商品本部副本部長
執行役員	小 倉 敏 男	知的財産本部長 兼 知的財産部長
執行役員	高 井 克 昌	製造本部副本部長 兼 三和工場長
執行役員	大 島 洋 子	管理本部 経理部長

(注) 1.平成27年3月31日付をもって、瀧本淳子氏は常務執行役員を退任いたしました。
2.平成27年4月1日付をもって、執行役員の異動がありました。

氏 名	新役職及び担当	旧役職及び担当
小 倉 敏 男	常務執行役員 知的財産本部長	執行役員 知的財産本部長 兼 知的財産部長
高 井 克 昌	常務執行役員 製造本部長 兼 三和工場長	執行役員 製造本部副本部長 兼 三和工場長
大 島 洋 子	常務執行役員 管理本部長	執行役員 管理本部 経理部長
堤 順 一 (新任)	執行役員 商品本部 商品部長	商品本部 商品部長
関 根 史 高 (新任)	執行役員 商品本部 購買部長	商品本部 購買部長
鴨 田 久 (新任)	執行役員 商品本部 PS開発部長	商品本部 PS開発部長
尼 子 勝 紀 (新任)	執行役員 営業本部副本部長 兼 関東ブロック長 兼 東京支店長	営業本部 関東ブロック長 兼 東京支店長
蒔 田 穂 高 (新任)	執行役員 経営企画部長	経営企画部長

4. 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	人 数	報酬等の額
取 締 役	4人	2,326百万円
監 査 役 (うち社外監査役)	4人 (2人)	33百万円 (3百万円)
計	8人	2,360百万円

- (注) 1.報酬限度額は、平成18年6月29日開催の定時株主総会において、取締役は年額800百万円以内、監査役は年額50百万円以内と決議されております。
 2.ストック・オプションとして付与する新株予約権は、平成26年6月27日開催の定時株主総会において、年額200百万円以内と決議されております。
 3.上記の報酬等の総額には、以下のものが含まれております。
 (1) 役員退職慰労引当金繰入額
 取締役 9百万円
 監査役 0百万円
 取締役 1,686百万円
 (2) 平成26年6月27日開催の第49回定時株主総会決議に基づく退職慰労金制度廃止に伴う役員退職慰労金
 (3) スtock・オプションによる報酬額
 取締役 193百万円

5. 社外役員の名な活動状況

区 分	氏 名	主な活動状況
監 査 役	真 田 芳 郎	全ての取締役会、監査役会に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する文書の閲覧等により業務執行状況を把握している。
監 査 役	野 田 典 義	全ての取締役会、監査役会に出席するとともに、稟議書等の業務執行に関する文書の閲覧等により業務執行状況を把握している。

6. 社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前よりコーポレートガバナンスの観点から社外取締役制度は有効であると認識しておりましたが、適切な候補者が見つからなかったことなどから当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、精力的に社外取締役の人選に努めましたところ適任者を得ることができましたので、株主総会参考書類に記載の通り、平成27年6月26日開催予定の第50回定時株主総会において社外取締役の選任議案を上程しております。

V 会計監査人の状況

1. 会計監査人の氏名又は名称

新日本有限責任監査法人

2. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

65百万円

3. 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会社法第340条第1項各号に掲げられている事由及びこれに準ずる事由等を会計監査人の解任または不再任の決定方針としております。

4. 当社に対する会計監査人の対価を伴う非監査業務の内容

該当事項はありません。

5. 当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

73百万円

VI会社の体制及び方針

1. 業務の適正を確保するための体制等の整備 についての決議内容の概要

当社取締役会は以下の「内部統制システムの構築・運用に関する基本方針」を決議しております（平成18年5月2日初回決議、平成20年4月22日改定決議）。

- i 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社では、取締役、執行役員並びに主要役職者で構成する「経営会議」において企業倫理やコンプライアンス全般について統括し、全社的な方針・施策の立案を行うものとします。さらに内部監査室による定期的な内部監査の実施により、法令・社内規程の遵守状況を監査いたします。

内部監査室は、監査結果について社長に報告を行い、問題が発見された場合は直ちにコンプライアンス施策の立案あるいは改善支援を行うものとします。加えて、標語化した業務執行の心得を全役員・従業員に配布し、コンプライアンスの重要性及び日常における具体的な行動基準の浸透を図ってまいります。また、外部教育機関の定期研修を通じて指導・補完を実施いたします。

また当社は、反社会的勢力及び団体に毅然と対応し、警察等関係機関と緊密な連携をとり、反社会的行為に関わらないよう、社会常識と正義感を持ち、常に良識ある行動に努めます。

- ii 取締役及び使用人の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、法令・社内規程に基づき、職務執行に関する情報の管理及び文書等の保存・管理を行うものとし、ます。なお、情報の保存・管理状況につきましては、内部監査室による内部監査等により監視・指導を継続するものとし、ます。また保存された情報につきましては、適時開示に関する情報取扱責任者と連携を取り、必要に応じ速やかに情報開示を行うものとし、ます。

- iii 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「経営会議」が事業運営上のリスク全般について統括し、重大な危機発生時の具体的な対応やリスク管理体制についての全社的な方針を決定するものとし、ます。また、内部監査室は潜在するリスクの抽出とリスク軽減対策の検討を行い、必要に応じて社内規程の改正等により対応の定着化を図るものとし、ます。なお、通常業務におけるリスク管理については、各部門が社内規程「業務関連規程」に基づきそれぞれ管理を行い、その遵守状況については内部監査室の内部監査を通じて監視・統括するものとし、ます。

- iv 取締役の職務の執行が効率的に行われていることを確保するための体制

当社は、経営上の重要な意思決定や取締役の業務執行に関する監督を行うため定時取締役会に加え、迅速な意思決定のために必要に応じて臨時取締役会を開催するものとし、ます。また取締役会決議事項の

事前の詳細審議や経営戦略事項等について迅速かつ的確に意思決定を行うため、「経営会議」を毎月定期的に開催するものとします。

さらに、機動的な業務推進を行うため、新商品の開発に関して協議する「商品会議」や販売方針を決定する「販売戦略会議」等、目的別に複数の会議体を設置し、職務分掌に基づいた取締役の職務執行に関する責務・役割を明確にするものとします。

v 当社企業集団が業務の適正を確保するための体制

当社グループ各社は、当社経理部に対し毎月定期的に経営状況を報告するものとします。グループ各社における業務の公正性・効率性並びにコンプライアンス遵守状況については、内部監査室の内部監査を通じて監視する体制といたします。加えてコンプライアンスの周知徹底については、業務執行の心得の配布・掲示を通じて日常的な指導はもとより、必要に応じて当社の定期研修に参加できる体制といたします。なお、グループ各社の経営については、自主性を尊重しつつ、重要案件については当社の「経営会議」で報告を受け、事前に協議を行うものとします。

vi 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社及び当社グループ各社は、金融商品取引法に定める財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するため「内部統制基本方針書」を制定し、

同方針書に基づき、財務報告に係る内部統制を全社的なレベル及び業務プロセスのレベルにおいて実施する体制を整備し、運用するものとします。

vii 監査役の職務を補助する使用人の体制

監査役の職務を補助する目的のもと監査役会事務局を設置し、必要に応じて専任又は他部署との兼務にて使用人をスタッフとして配置できることとし、その人事については、取締役と監査役で事前に協議した上で決定するものとします。

viii 監査役の職務を補助する使用人の取締役からの独立性を確保するための体制

監査役会事務局に専任スタッフを設置する場合には、当該スタッフは監査役の指揮命令下といたします。加えて、当該スタッフが他の業務を兼務すること、及びその人事考課、人事異動に関しては、監査役の同意を得た上で決定するものとします。

ix 監査役への報告体制及び監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役会は、必要に応じて取締役、会計監査人、内部監査室等に報告・説明を求め、取締役の職務執行状況やコンプライアンス遵守状況を十分に監視できる体制といたします。取締役は法令に従い、当社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見した場合、直ちに監査役へ報告するものとします。

また、監査役は重要な意思決定の過程及び業務の

執行状況を把握するため、取締役会等の重要会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する文書を閲覧し、取締役並びに執行役員及び従業員に報告・説明を求めることができるものとし、ます。

2. 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社では、株主の皆さまへの利益の還元を経営上の最重要課題のひとつとして位置づけております。配当政策につきましては、連結の当期純利益に対する配当性向25%を目安とした利益配分指針とし、配当の継続的な増加を目指してまいります。

上記配当方針に加え、安定配当の観点から、当期の配当につきましては、1株につき150円（うち中間配当75円、連結の配当性向は158.8%）を予定しております。

なお、内部留保金につきましては、商品開発・設備投資・販売の強化等に有効に活用し、業績の一層の向上に努めるとともに、自己株式の取得につきましては、資本効率の向上を勘案した上で判断してまいります。

連結貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部	
科 目	金 額
流動資産	325,043
現金及び預金	133,675
受取手形及び売掛金	45,070
有価証券	129,999
商品及び製品	62
仕掛品	741
原材料及び貯蔵品	2,742
有償支給未収入金	3,283
繰延税金資産	2,986
その他	6,485
貸倒引当金	△ 3
固定資産	109,605
有形固定資産	47,424
建物及び構築物	15,736
機械装置及び運搬具	1,084
工具、器具及び備品	2,506
土地	23,126
リース資産	26
建設仮勘定	444
その他	4,499
無形固定資産	2,178
のれん	1,741
ソフトウェア	357
その他	78
投資その他の資産	60,003
投資有価証券	54,106
長期貸付金	1
繰延税金資産	5,616
その他	684
貸倒引当金	△ 26
投資損失引当金	△ 379
資産合計	434,648

負 債 の 部	
科 目	金 額
流動負債	54,911
支払手形及び買掛金	41,204
リース債務	8
未払法人税等	3,804
賞与引当金	833
その他	9,060
固定負債	8,067
リース債務	19
退職給付に係る負債	4,388
資産除去債務	63
その他	3,595
負債合計	62,978
純 資 産 の 部	
株主資本	366,840
資本金	14,840
資本剰余金	23,750
利益剰余金	347,975
自己株式	△ 19,724
その他の包括利益累計額	4,575
その他有価証券評価差額金	4,794
退職給付に係る調整累計額	△ 218
新株予約権	253
純資産合計	371,670
負債純資産合計	434,648

連結損益計算書 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売上高		146,579
売上原価		83,676
売上総利益		62,902
販売費及び一般管理費		49,668
営業利益		13,233
営業外収益		1,729
営業外費用		93
経常利益		14,870
特別利益		
固定資産売却益	14	14
特別損失		
投資有価証券売却損	1	
固定資産廃棄損	46	
投資有価証券評価損	14	
役員退職慰労金	1,790	1,853
税金等調整前当期純利益		13,031
法人税、住民税及び事業税	4,225	
法人税等調整額	180	4,406
少数株主損益調整前当期純利益		8,624
少数株主損失		103
当期純利益		8,728

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	14,840	23,879	391,083	△20,937	408,865
会計方針の変更による 累積的影響額			22		22
会計方針の変更を反映した 当期首残高	14,840	23,879	391,105	△20,937	408,887
当期変動額					
剰余金の配当			△14,043		△14,043
当期純利益			8,728		8,728
自己株式の取得				△36,635	△36,635
自己株式の処分		△0		0	0
自己株式の消却		△33	△37,814	37,848	—
連結子会社株式の取得に よる持分の増減		△96			△96
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)					
当期変動額合計	—	△129	△43,129	1,212	△42,046
当期末残高	14,840	23,750	347,975	△19,724	366,840

	その他の包括利益累計額			新株予約権	少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計			
当期首残高	4,104	22	4,126	—	103	413,096
会計方針の変更による 累積的影響額						22
会計方針の変更を反映した 当期首残高	4,104	22	4,126	—	103	413,118
当期変動額						
剰余金の配当						△14,043
当期純利益						8,728
自己株式の取得						△36,635
自己株式の処分						0
自己株式の消却						—
連結子会社株式の取得に よる持分の増減						△96
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)	690	△241	448	253	△103	598
当期変動額合計	690	△241	448	253	△103	△41,448
当期末残高	4,794	△218	4,575	253	—	371,670

貸借対照表 (平成27年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	306,665	流動負債	56,117
現金及び預金	101,484	買掛金	41,899
受取手形	22,707	未払金	9,014
売掛金	37,454	未払費用	208
有価証券	124,999	未払法人税等	3,369
商品及び製品	50	前受金	29
仕掛品	6,267	預り金	419
原材料及び貯蔵品	2,549	前受収益	463
前渡金	130	賞与引当金	711
前払費用	5,175	固定負債	7,029
有償支給未収入金	3,749	退職給付引当金	3,787
繰延税金資産	814	資産除去債務	63
その他	1,289	長期預り保証金	775
貸倒引当金	△ 6	その他	2,403
固定資産	117,049	負債合計	63,147
有形固定資産	3,012	純 資 産 の 部	
建物	155	株主資本	355,630
構築物	6	資本金	14,840
機械及び装置	519	資本剰余金	23,750
運搬具	71	資本準備金	23,750
工具、器具及び備品	2,260	利益剰余金	335,845
無形固定資産	337	利益準備金	2,555
ソフトウェア	303	その他利益剰余金	333,289
電話加入権	33	別途積立金	317,501
投資その他の資産	113,699	繰越利益剰余金	15,788
投資有価証券	43,130	自己株式	△ 18,805
関係会社株式	64,638	評価・換算差額等	4,683
出資金	121	その他有価証券評価差額金	4,683
長期貸付金	1	新株予約権	253
破産更生債権等	78	純資産合計	360,568
長期前払費用	93	負債純資産合計	423,715
繰延税金資産	4,279		
その他	1,761		
貸倒引当金	△ 26		
投資損失引当金	△ 379		
資産合計	423,715		

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売上高		129,963
売上原価		81,677
売上総利益		48,285
販売費及び一般管理費		35,614
営業利益		12,671
営業外収益		3,145
営業外費用		90
経常利益		15,725
特別利益		
固定資産売却益	14	14
特別損失		
固定資産廃棄損	9	
投資有価証券評価損	14	
役員退職慰労金	1,790	1,815
税引前当期純利益		13,924
法人税、住民税及び事業税	3,699	
法人税等調整額	59	3,759
当期純利益		10,165

株主資本等変動計算書 (自平成26年4月1日 至平成27年3月31日)

(単位：百万円)

	株主資本							
	資本金	資本剰余金			利益剰余金			
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計
					別途積立金	繰越利益剰余金		
当期首残高	14,840	23,750	69	23,819	2,555	317,501	57,445	377,502
当期変動額								
剰余金の配当							△14,043	△14,043
当期純利益							10,165	10,165
自己株式の取得								
自己株式の処分			△0	△0				
自己株式の消却			△69	△69			△37,778	△37,778
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)								
当期変動額合計	—	—	△69	△69	—	—	△41,656	△41,656
当期末残高	14,840	23,750	—	23,750	2,555	317,501	15,788	335,845

	株主資本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計		
当期首残高	△20,018	396,143	3,961	3,961	—	400,105
当期変動額						
剰余金の配当		△14,043				△14,043
当期純利益		10,165				10,165
自己株式の取得	△36,635	△36,635				△36,635
自己株式の処分	0	0				0
自己株式の消却	37,848	—				—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			722	722	253	976
当期変動額合計	1,212	△40,513	722	722	253	△39,537
当期末残高	△18,805	355,630	4,683	4,683	253	360,568

独立監査人の監査報告書

平成27年 5月12日

株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社三共)
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	布施木孝叔 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	飯畑 史朗 ㊟
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	三宅 孝典 ㊟

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社SANKYOの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社SANKYO及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

独立監査人の監査報告書

平成27年5月12日

株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社三共)
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 布施木孝叔 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 飯畑史朗 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 三宅孝典 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社SANKYOの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第50期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監 査 報 告 書

平成27年 5月12日

株式会社 SANKYO
(登記社名 株式会社三共)
代表取締役
社 長 筒井 公久 殿

株式会社 SANKYO 監査役会
(登記社名 株式会社三共)
常勤監査役 鶴川 詔八 ⑩
監 査 役 石山 俊明 ⑩
監 査 役 真田 芳郎 ⑩
監 査 役 野田 典義 ⑩

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第50期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他の重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に

応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以 上

(注) 監査役真田芳郎及び監査役野田典義は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

株 主 メ モ

- 事業年度** 毎年4月1日から翌年3月31日まで
- 定時株主総会** 毎年6月
- 基準日** 定時株主総会 3月31日
期末配当金 3月31日
中間配当金 9月30日
その他必要があるときはあらかじめ公告して定めた日
- 株主名簿管理人** 東京都千代田区丸の内一丁目4番1号
特別口座の口座管理機関 三井住友信託銀行株式会社
- (郵便物送付先)** 〒168-0063 東京都杉並区和泉二丁目8番4号
三井住友信託銀行株式会社 証券代行部
- (電話照会先)** 電話 0120-782-031 (フリーダイヤル)
- (ホームページURL)** <http://www.smtb.jp/personal/agency/index.html>
- 単元株式数** 100株
- 公告方法** 電子公告の方法により行います。
公告掲載URL <http://www.sankyo-fever.co.jp/koukoku.html>
なお、事故その他やむを得ない事由によって電子公告によることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行うものとします。
- 上場証券取引所** 東京証券取引所 市場第1部

住所変更、単元未満株式の買取・買増等のお申出先について

株主さまの口座のある証券会社にお申出ください。

なお、証券会社に口座がないため特別口座が開設されました株主さまは、特別口座の口座管理機関である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

未払配当金の支払いについて

株主名簿管理人である三井住友信託銀行株式会社にお申出ください。

「配当金計算書」について

配当金お支払いの際にご送付しております「配当金計算書」は、租税特別措置法の規定に基づく「支払通知書」を兼ねております。確定申告を行う際は、その添付資料としてご使用いただくことができます。ただし、株式数比例配分方式をご選択いただいている株主さまにつきましては、源泉徴収税額の計算は証券会社等にて行われます。確定申告を行う際の添付資料につきましては、お取引の証券会社にご確認をお願いします。なお、配当金領収証にて配当金をお受取りの株主さまにつきましても、配当金のお支払いの都度「配当金計算書」を同封させていただきます。確定申告をなされる株主さまは大切に保管ください。

